

記者発表(資料配布)				
月 日	担当課室名 係 名	電話番号	発表者名 (担当係長)	その他発表・配布先
12月24日(木)	障害福祉課 障害政策班(権利擁護担当)	内線 3002 直通 078-362-9104	課長 阪本 佳一 (主幹 野田 政裕)	—

平成 26 年度兵庫県内の障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の状況等の公表について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）第 20 条及び同法施行規則第 3 条に基づき、平成 26 年度における兵庫県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等を公表します。

1 障害者虐待防止法に基づく相談・通報・届出受理件数等

受付年度	相談・通報・届出があった件数	虐待が認められた件数
26 年度 (12 ヶ月分)	9 3 件	1 8 件
【参考】25 年度 (12 ヶ月分)	6 3 件	9 件

2 虐待が認められた案件の概要及び採った措置の概要

整理番号	施設等の種別	虐待を行った者の職種	虐待の種別	採った措置
1	施設入所支援 ・生活介護	生活支援員	身体的	県・市による事実確認、 文書・口頭で指導
2	生活介護	生活支援員	身体的 心理的	市による事実確認、 文書・口頭で指導
3	就労継続支援 B 型	その他従事者 (運転員)	性的	県・市による事実確認、 文書・口頭で指導
4	就労継続支援 B 型	サービス管理責任者 施設長	心理的	市による事実確認、 口頭で指導
5	放課後等デイサービス	管理者	身体的	市による事実確認、 文書・口頭で指導
6	就労継続支援 B 型	生活支援員 職業指導員	心理的	市による事実確認、 文書・口頭で指導
7	共同生活援助	生活支援員	身体的 心理的	県・市による事実確認、 文書・口頭で指導

整理番号	施設等の種別	虐待を行った者の職種	虐待の種別	採った措置
8	療養介護	その他従事者 (介護福祉士)	身体的	県・市による事実確認、 文書・口頭で指導
9	生活介護	その他従事者 (夜間宿直専門員)	身体的	市による事実確認、 文書・口頭で指導
10	就労継続支援B型	生活支援員	身体的 心理的	県・市による事実確認、 障害者総合支援法に基づく改善勧告
11	児童発達支援 放課後等デイサービス	管理者 その他従事者 (現場責任者)	身体的 心理的	県・市による事実確認、 文書・口頭で指導
12	就労継続支援B型	生活支援員	身体的	市による事実確認、 文書・口頭で指導
13	施設入所支援 生活介護 短期入所	生活支援員	身体的	市による事実確認、 文書・口頭で指導
14	放課後等デイサービス	その他従事者 (施設指導員)	性的	県・市による事実確認、 文書・口頭で指導
15	放課後等デイサービス	生活支援員	身体的 心理的	市による事実確認、 文書・口頭で指導
16	就労移行支援	サービス管理責任者	心理的	市による事実確認、 文書・口頭で指導
17	療養介護	看護職員	身体的	県・市による事実確認、 文書・口頭で指導
18	共同生活援助 就労継続支援B型	その他従事者 (事務員)	経済的	県・市による事実確認、 文書・口頭で指導

(参考)

平成26年度兵庫県内障害者虐待の状況について

1 障害者虐待防止法に基づく相談・通報・届出受理件数等

(単位：件)

類 型	相談・通報・届出件数		虐待が認められた件数(※1)	
	25年度	26年度	25年度	26年度
施設従事者等	63	93	9	18
養護者	123	179	34	47
使用者	27	30	(1)	(6)
合 計	213	302	43	65

※1 使用者虐待の「虐待が認められた件数」については、県または県内市町に通報があり、虐待の疑いがあると兵庫労働局長に報告した案件の件数を、外数で計上している。

2 養護者虐待及び施設従事者等虐待において虐待が認められた案件の概要

(単位：件)

	虐待種別					計	障害種別					計
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	他	
施設従事者等	13	2	8	0	1	24	8	21	3	2	0	34
養護者	36	4	16	5	9	70	19	20	13	0	3	55
計 (構成比)	49 (52.1%)	6 (6.4%)	24 (25.5%)	5 (5.3%)	10 (10.6%)	94 (100%)	27 (30.3%)	41 (46.1%)	16 (18.0%)	2 (2.2%)	3 (3.4%)	89 (100%)

※複数の区分に該当するものがあるため、合計数は一致しない。

〔関連法令〕

◎ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

◎ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（抄）

(都道府県知事による公表事項)

第三条 法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種